

令和6年参議院岩手県選挙区選出議員補欠選挙

令和6年参議院岩手県選挙区選出議員補欠選挙が行われます。大切な一票を棄権せずに投票しましょう。

■ 市選挙管理委員会（市役所3階、〒027-8501住所不要、☎019-123-6891）



明るい選挙キャラクター「選挙のめいすいくん」

投票の資格など

投票できる人

次の①～③の条件を全て満たす人
 ①平成18年10月28日までに生まれた日本国民（投票日に満18歳以上である人）
 ②令和6年7月9日以前から本市の区域内に引き続き住んでいて、住民基本台帳に登録されている人
 ※令和6年7月10日以降に転入届を提出した人は、選挙人名簿に登録されていないため、本市では投票できません。県内からの転入の場合、前の住所地での投票となります。不在者投票もできますので、前の住所地の選挙管理委員会に確認してください

③本市の住民基本台帳に引き続き3カ月以上登録されていた人で、令和6年10月9日以前に市外に転出し、転出後4カ月を経過していない人

市内で転居した人

令和6年9月21日以降に転居した人は、転居前の投票所で投票してください。

投票所・投票時間

投票所と投票時間

各投票区の投票所は下の【表1】のとおりです。

▽投票開始時刻 午前7時

▽投票終了時刻 11時
 ★印の投票所は午後7時、他の投票所は午後6時

投票所入場券の郵送

投票所入場券（以下、入場券）は、10月11日（金）から発送します。投票所へ行くときには入場券（はがき）を持参してください。入場券には投票日・投票所・投票時間が記載されていますので、よく確かめてからお出かけください。

※入場券が届かない場合や紛失した場合でも、有権者であれば再発行を

投票の方法

受けて投票できません。投票所にお越しの上、受け付けの係員に申し出てください

参議院岩手県選挙区選出議員補欠選挙 クリーム色の投票用紙に、候補者氏名を自書してください。

期日前投票

仕事や冠婚葬祭、旅行などの理由で投票日に投票所へ行くことができない人は【表2】（9ページ）のとおり、期日前投票所で投票できます。期日前投票を行う際は、あらかじめ入場券裏面の「宣誓書」に氏名、生年月日、宣誓日を記入願います（図1（10ページ）参照）。

記入方法が不明な場合は、期日前投票所にお越しの上、係員に申し出てください。

※市役所前駐車場を利用する場合、入庫から60分以内は無料です。混雑などにより駐車時間が60分を超えた場合は、駐車料金の無料処理を受けることができます。駐車券を期日前投票所の受け付けの係員に提示してください

【表1】 市内投票所一覧

投票区	投票所
1	★宮古小学校
2	★旧愛宕小学校（東棟）
3	★公書試験室
4	★宮古市役所（市民交流センター）
5	★鉾ヶ崎公民館
6	★千徳小学校
7	★第二中学校
8	★山口小学校
9	★山口公民館
10	★近内地区センター
11	★田代林業者センター
12	★岩船地区会館
13	★千徳地区体育館
14	★根市自治会館
15	★花原市林業者センター
16	★市民文化会館
17	★八木沢地区センター
18	★総合福祉センター
19	★高浜小学校
20	★旧愛宕小学校白浜分校
21	★長根地区会館
1	★崎山公民館
2	★箱石林業者センター
1	★津軽石公民館
2	★赤前農漁村センター
3	★弘川地区会館
4	★駒形通公民館
1	★重茂中学校
2	★千鶏コミュニティ消防センター
3	★重茂北地区公民館

投票所までの無料バス

10月23日(水)から25日(金)まで、期日前投票所までの無料送迎バスを運行します。詳しくは、本号の折り込みチラシをご覧ください。

また、投票日当日には投票所までの無料送迎バスも運行します。

該当する地区には、別途チラシを配布しますので、確認の上、利用してください。

不在者投票

■期間 10月11日(金)～26日(土)
次に該当する人は不在者投票ができます。

手続きに時間がかかりますので、早めにご手続きください。

ア 滞在地での不在者投票

長期出張などで他の市町村に滞在している人は、滞在先の選挙管理委員会で不在者投票ができます。

イ 郵便などによる不在者投票

身体に重度の障がいがあり、投票所に行くことが困難な人は、自宅など現在いる場所で投票用紙に記入し、郵便などで不在者投票ができます(表3)参照。

なお、あらかじめ市選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受けておく必要があります。

ウ 船員の不在者投票

船員の場合は、指定港所在の選挙管理委員会や船舶内でも不在者投票ができます。船員手帳を添えて申請してください。

なお、あらかじめ市選挙管理委員会から「選挙人名簿登録証明書」の交付を受けておく必要があります。

※すでにイの「郵便等投票証明書」やウの「選挙人名簿登録証明書」の交付を受けている人は、証明書の有効期限を確認してください。期限が切れている場合は、新たに申請が必要になります。

エ 病院や施設での不在者投票

県選挙管理委員会が指定する病院や施設に入院(入所)している人は、その病院などで投票ができます(表4)参照。

※10ページへ続く

【表2】 期日前投票所の開設期間および時間

期日前投票所	開設期間および時間
▷市民交流センター1階 ▷田老総合事務所2階 ▷新里・川井の各総合事務所1階	10月11日(金)～26日(土) 午前8時30分～午後8時

【表3】 郵便などによる不在者投票対象者

交付手帳など	区分	等級など
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障がい	1級または2級
	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	1級または3級
	免疫、肝臓の障がい	1級から3級まで
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障がい	特別項症から第2項症まで
	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい	特別項症から第3項症まで
介護保険被保険者証	要介護状態の区分	要介護5

【表4】 病院や施設での不在者投票対象施設

区分	施設
病院	▷県立宮古病院 ▷宮古第一病院 ▷三陸病院 ▷宮古山口病院
特別養護老人ホーム	▷慈苑 ▷ふれあい荘 ▷紫桐苑 ▷心生苑 ▷サンホームみやこ ▷サンホームみやこ絆
その他	▷宮古介護老人保健施設桜ヶ丘 ▷介護老人保健施設ほほえみの里 ▷清寿荘 ▷ケアハウスサンホームみやこ ▷救護施設松山荘

川 井					新 里			田 老					花 輪			投票区	投票所								
7	6	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1	7	6	5	4	3	2	1	4	3	2	1			
江繋地域振興センター	小国地域振興センター	区界集会所	門馬地域振興センター	川内地域振興センター	箱石地域振興センター	川井地域振興センター	和井内ふるさと会館	基幹集落センター	腹帯地区生活改善センター	新里高齢者コミュニティセンター	新里総合事務所	防センター	第32分団屯所	小堀内コミュニティ消	新田地区公民館	田老公民館	檜内地区集会所施設	宮古北高等学校	末前神楽伝承館	花輪農村文化伝承館	老木地区会館	長沢農村センター	牛伏地区農産物集出荷加工等施設		